

令和6年度にお子様が幼稚園に在籍し、『施設等利用給付認定(2号認定)』を受けている方へ

## 令和6年度 『施設等利用給付認定』 現況確認について

子ども・子育て支援新制度の関連法令では、「施設等利用給付認定保護者」は、毎年、保育を必要とする事由の状況を記載した届書とその状況を証する書類を区に提出しなければならない旨、規定されています。保育を必要とする事由に引き続き該当していることを確認するため、下記のとおり『施設等利用給付認定現況届』に必要書類を添付してご提出ください。

1 提出書類 複数のお子様認定を受けている場合は、各家庭1部をご提出ください。

(1) 「施設等利用給付認定現況届」

(2) 保育の必要性を確認するための書類<sup>※1</sup> (父母それぞれ提出、ひとり親家庭は1人分のみ提出)

○園児のご兄妹が保育園、幼稚園に入園する等の理由で、令和6年度中に新宿区子ども家庭部保育課又は新宿区教育委員会事務局学校運営課へ下表の書類をご提出いただいている場合は、準用が可能ですので、(1)施設等利用給付認定現況届にその旨をご記入ください。

保育を必要とする事由	提出書類 (父母それぞれの事由に応じて該当するものを提出)
就 労 (雇用されている場合)	『就労証明書』(区様式) 交代(シフト)制勤務の場合は、直近2か月分の勤務(シフト)表の写しを添付してください。
就 労 (自営業、会社経営、 親族経営等の場合)	『就労証明書』(区様式) 『令和5年分の源泉徴収票(写し)』または『令和5年分の確定申告書(控え)』第1表・第2表の写し 既に提出している場合は提出不要です。
疾病、負傷	『診断書(保護者用)』(区様式)
心身障害	『身体障害者手帳』の写し または 『愛の手帳』の写し 新たに取得した場合や有効期間の更新があった場合のみご提出ください。
就 学	『就学に関する申告書』(区様式)、『在学証明書』、『カリキュラム表』 『施設等利用給付認定現況届』提出時点のものをご提出ください。
介 護	『介護に関する申告書』(区様式)、『診断書(介護要件用)』(区様式)

※1 保育の必要性を確認するための書類は、原則として令和6年4月1日以降に提出されている場合は、提出不要です。ただし、退職・転職等により、保育を必要とする状況に変更が生じる場合は、改めて書類をご提出ください。

なお、提出書類を新宿区ホームページからダウンロードする場合は、トップページのサイト内検索にて「幼稚園無償化」と検索するか、次の二次元コードを読み取ってください。

提出書類についてご不明な点がございましたら、学校運営課幼稚園係までお問い合わせください。



## 2 提出期限・提出方法

(1) 提出期限: **令和6年10月4日(金)まで**

(2) 提出方法: 同封の返信用封筒に提出書類を入れ、切手を貼って、新宿区学校運営課幼稚園係まで郵送にてご提出ください。

※ 期限までに「保育の必要性を確認するための書類」を用意できない場合は、『施設等利用給付認定現況届』の「4 提出書類の確認」欄に提出予定日を記入して提出してください。書類は、ご用意でき次第、速やかにご提出ください。

(裏面に続きます。)

### 3 注意点

#### (1) 出産の予定がある方

- ・ 保育を必要とする事由に関わらず、『施設等利用給付認定現況届』の「3 保育を必要とする状況」の【母】「妊娠・出産」欄もご記入ください。
- ・ 母子健康手帳の表紙と出産予定日がわかるページの写しを添付してください。(提出済みの場合は不要)

#### (2) 就労実績

- ・ 「就労」として認定を受けている方で、直近3か月の就労実績が記入できない、通常時より著しく就労実績が少ない等の場合は、『就労証明書』の「備考」欄にその状況の記入が必要です。

#### (3) 認定の取消し

以下の場合、認定が取消しになります。

- 「施設等利用給付認定現況届」及び「保育の必要性を確認するための書類」が提出されない場合
- 認定要件(就労の場合は月48時間以上の実労働)を満たしていない場合  
※ 認定変更等の手続きが別途必要になりますので、学校運営課までご連絡ください。
- 届出の内容に虚偽があった場合

<b>【問合せ・提出先】</b>	〒160-8484 新宿区歌舞伎町 1-5-1 新宿区教育委員会事務局学校運営課幼稚園係 電話 03-5273-3103(直通) FAX 03-5273-3580
------------------	---